

第5章 史跡米子城跡の価値と構成要素

米子城跡の価値として、現在の史跡指定地に存する価値と史跡指定地外の区域に存する価値に大別する。さらにそれぞれを、米子城跡が有する史跡としての価値付けの根拠となる主要な価値と、米子城跡の成立の背景や利活用の歴史、廃絶後の歴史等を物語る副次的な価値に分けて整理し、それらを構成する様々な要素について特定する。

第1節 史跡指定地の価値

1 主要な価値

- (1) 総石垣の本丸を配し、天守台石垣をはじめとし、周囲の各郭の石垣、二の丸の高石垣等、天正期から慶長期を中心とする石垣が良好に残存していること
- (2) 山稜部の縄張り、外柵形等の遺構が良好に遺存していること
- (3) 発掘調査により、良好な「登り石垣」の残存が確認されていること
- (4) 「荒尾成文家家譜」等の関連する文献・絵図史料が豊富に残されており、城郭構造をよく知ることができること
- (5) 明治維新以降、城内の建造物はすべて失ったものの、戦国時代末期から江戸時代までの西伯耆支配の拠点城郭としての姿をよく残していること
- (6) 本丸からの眺望は、東に大山、西に中海、北に市街地と日本海、島根半島さらには隠岐の島、南に中国山地の山並みと 360 度の大パノラマが展開し、当地を選地した意味及び山城平城、山城から海城への変遷が理解できること
- (7) 山岳仏教の中心地であった大山寺との関連をうかがわせる資料が残っていること

2 副次的な価値

- (1) 過去から湊山が利用されていたことが理解できる古墳の存在が認められること
内膳丸の災害復旧に伴う発掘調査の際に、古墳時代後期後半の埴輪が出土している。また、足下の久米第1遺跡の発掘調査時にも埴輪が出土している。
- (2) 近代以降、城跡のある湊山は信仰の山として利用されてきたこと
大正14年(1925)に新四国札所八十八箇所が勧請され石仏が山腹を巡るように設置され、参拝者が訪れている。また、過去には内膳丸に坂東三十三観音、秩父三十四観音の石像が設置されていた(明治期に寺町法蔵寺に移設)。
- (3) 明治39年(1906)には、二の丸入口の柵形から表御門の付近に米城焼が開かれたこと
城山の土を陶土として利用したといわれ、茶器、茶碗等の陶器が製作された。
- (4) 市内に残る唯一の武家屋敷の遺構である旧小原家長屋門が移築されていること
19世紀前半の建築とされ、昭和28年(1953)に寄付を受け西町から移築したものである。市内に現存する唯一の武家屋敷の遺構として、また、昭和59年(1984)まで米子市立山陰歴史館として、米子城及び城下町の歴史学習の場として利用されてきた。
- (5) 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園に指定されていること
市街地の中にある大規模な都市公園である湊山公園を構成し、多くの市民、観光客が訪れ、憩いの場等として広く親しまれている。緑豊かな自然とともに、まちに潤いや憩いをもたらす貴重な都市空間である。

第2節 史跡指定地外の区域に存する価値

1 主要な価値

(1) 現在の史跡指定地外の区域にも貴重な空間が残存していること

米子城跡の価値を構成する要素となる三の丸の中心部及び米子城の性格をよく表している深浦、出山、飯山等が残存しており、米子城跡を総合的に理解するうえでは重要な場所である。また、内堀は全域、外堀は全長の約2/3が埋め立てられ道路等になっているが、形状はよく残り城郭の構造、武家地と町家のあり様等を理解できる箇所となっている。

(2) 米子城跡に関連する文化財が保存されていること

市指定史跡「清洞寺跡」として保護されている寺跡は、過去の城主や家老の菩提寺跡であり、大型の五輪塔が設置されている。また、市指定天然記念物「潮止め松」は、江戸時代の城下町形成の際に潮風から城下を守るために植えられたとされる黒松の巨木が11本残り保護されている。いずれも城下に残る数少ない江戸時代の文化財である。

なお、感応寺（祇園町）には、初代城主中村一忠の墓所があり、了春寺（博労町）には、家老荒尾氏の墓所があり、いずれも市指定史跡として保護されている。

(3) 幕末の動乱期を物語る砲壇が設置されたこと

出山を中心に、周辺4か所に砲壇が設置された。

(4) 城下町に江戸時代の町割や小路が残っていること

米子市は、米子城およびその城下町を基礎に発展してきたものである。米子城下町は、江戸期から昭和戦前の町屋が数多く残っており、町割や小路は江戸時代の城下町のそれをよく踏襲している。また、これまでの発掘調査により、江戸時代の遺構、遺物が確認されている。

さらに、近世米子城成立以前の町家や町割りの残存の可能性がある地域（立町、内町等）も残存している。

(5) 防衛の拠点とされた寺町の寺院列が残っていること

城下町形成の際に、城の北側の防衛ラインとして寺院を領内各所から移し設置し、現在も9か寺が残っており、領内各地からの移住者の菩提寺の役割も果たしたといわれる。

(6) 歴代城主の手厚い保護を受けた賀茂神社があること

米子惣産社として、また、米子城鎮護の社として、城主から手厚い保護を受けており、本殿は伊予大洲藩主加藤氏により、安永2年(1773)に修復されている。米子三名水として「宮水」の湧いた場所でもあり、米子の地名の由来にも関わる伝承が残っている。



鳥取大学医学部附属病院構内
出土の弥生式土器(1969)
〔『久米第1遺跡』より転載〕

2 副次的な価値

(1) 米子城成立前の縄文時代からの遺跡が存在していること

これまでの発掘調査により、指定地外の地域では、縄文時代以降連続とした人々の営みを感じさせる遺跡が確認されている。米子城跡が過去の歴史の上に成立してきたことを物語る資料の蓄積が行われてきている。

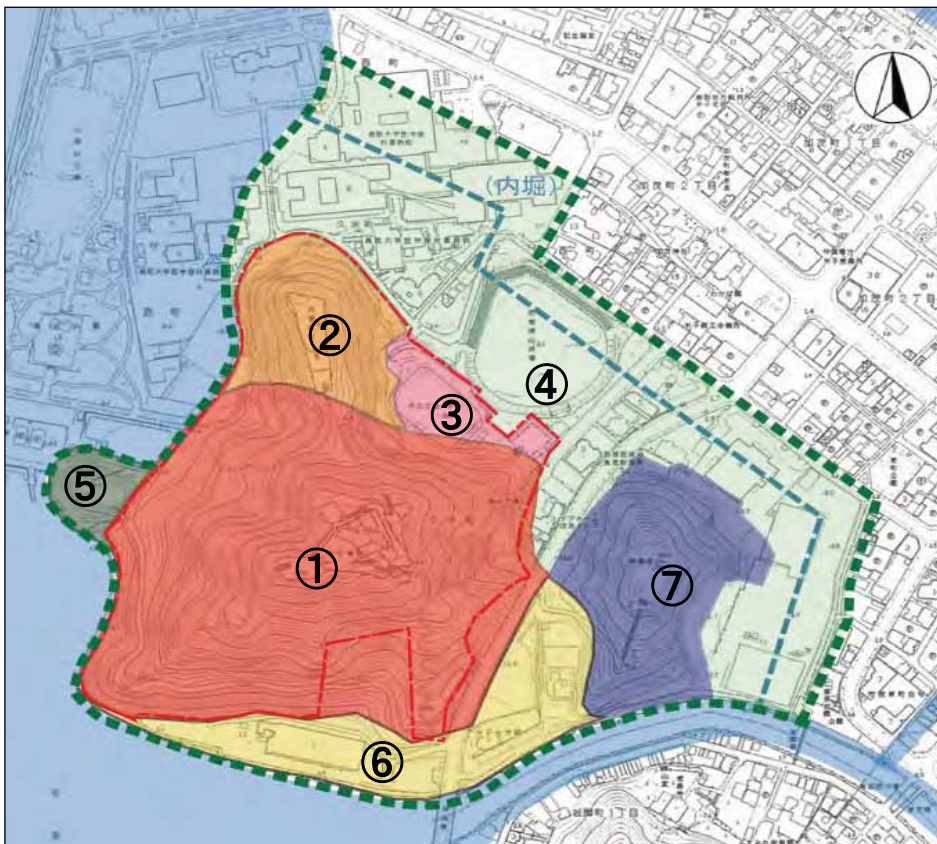
第3節 米子城跡の構成要素

1 地区区分の設定

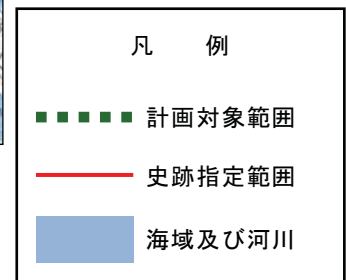
構成要素を特定するにあたって、遺構の性質や現在の利用状況などを考慮して、本計画対象範囲を次の表及び図のように地区区分し構成要素の抽出を行う。また、一部、計画対象範囲外の区域についても検討する。なお、現在の指定地は、①本丸地区（一部を除く）、②内膳丸地区、③二の丸地区である。

米子城跡の地区区分表

地区名	範囲や定義
① 本丸地区	城の中心となる郭である本丸。
② 内膳丸地区	本丸から北西に伸びる丘陵である内膳丸。
③ 二の丸地区	城山の北側山裾に展開する二の丸。
④ 三の丸地区	本丸地区、二の丸地区、飯山地区の北～東側の外側を取り囲む三の丸。内堀から内郭側で、内堀も含む。
⑤ 出山地区	本丸の西側山裾にある出山。
⑥ 深浦地区	本丸の南側山裾にある水軍基地であった深浦。
⑦ 飯山地区	本丸の東にある山塊である飯山。



米子城跡の地区区分図



2 構成要素の特定

史跡米子城跡を構成する要素を次のように分類し、史跡指定地と史跡指定地外の区域に分け図示するとともに、各々の構成要素を別表（P.127、128）に示した。

史跡米子城跡の構成要素の分類

項 目		概 要
価値を構成する要素	①主要な価値を構成する諸要素	米子城跡を構成していた要素であり、郭・枡形・堀を形成する石垣や土塁等の土木構造物や、米子城の諸施設の存在を示す地下遺構を含む。
	②副次的な価値を構成する諸要素	米子城跡の成立の背景、利活用の歴史及び廃絶後の歴史などを物語る遺構、遺物、資料等。
③価値を構成する要素（①、②）以外の諸要素		主要な価値及び副次的な価値を除く、米子城跡に存するもの。
	-1 史跡の復元・表示施設	米子城跡の公開活用のために整備された、地下遺構を現地にて表示、解説する施設。説明板等。
	-2 管理施設	史跡・公園などの管理施設として設置されたもの、あるいは管理している施設、管理事務所、記念植樹、石碑等を含む。
④価値とは無関係な諸要素		公共公益上設置されている施設、一般住宅、事務所、商業施設等。



米子城跡天守台の石垣

米子城跡を構成する諸要素の分類図

